ロ　指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)　60日目まで	417単位
(二)　61日目以降90日目まで	381単位
(三)　91日目以降180日目まで	349単位
(四)　181日目以降	317単位
⑵　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)　60日目まで	204単位
(二)　61日目以降90日目まで	188単位
(三)　91日目以降180日目まで	173単位
(四)　181日目以降	158単位
⑶　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)　60日目まで	1,095単位
(二)　61日目以降90日目まで	997単位
(三)　91日目以降180日目まで	909単位
(四)　181日目以降	820単位
ハ　指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）	
⑴　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	125単位
⑵　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	885単位
ニ　指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
⑴　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)　60日目まで	151単位
(二)　61日目以降90日目まで	137単位
(三)　91日目以降180日目まで	125単位
(四)　181日目以降	113単位
⑵　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)　60日目まで	1,071単位
(二)　61日目以降90日目まで	973単位
(三)　91日目以降180日目まで	885単位
(四)　181日目以降	796単位
注１・１の２　（略）	
２　（略）	
⑴　（略）	
⑵　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	
(一)　入所支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合	100分の70
(二)　入所支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合	100分の50

ロ　指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
（新設）	
(一)　90日目まで	355単位
(二)　91日目以降180日目まで	323単位
(三)　181日目以降	291単位
⑵　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
（新設）	
(一)　90日目まで	163単位
(二)　91日目以降180日目まで	148単位
(三)　181日目以降	133単位
⑶　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
（新設）	
(一)　90日目まで	968単位
(二)　91日目以降180日目まで	880単位
(三)　181日目以降	792単位
ハ　指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）	
⑴　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	124単位
⑵　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880単位
ニ　指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
⑴　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
（新設）	
(一)　90日目まで	136単位
(二)　91日目以降180日目まで	124単位
(三)　181日目以降	112単位
⑵　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
（新設）	
(一)　90日目まで	968単位
(二)　91日目以降180日目まで	880単位
(三)　181日目以降	792単位
注１・１の２　（略）	
２　（略）	
⑴　（略）	
⑵　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合　100分の95	
（新設）	
（新設）	